

I P 通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス）【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊
（ドットフォンサービス）

目次（略）

第1章 総則

（適用）

第1条 当社は、I P 通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりドットフォンサービスを提供します。

第6章 通信

第28条～第30条（略）

（料金適用上必要な事項の測定等）

第31条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

(1) ダイヤルアウトに係る接続時間

(2) 加入電話等設備、I P 電話設備（当社が別に定めるものに限りです。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への接続時間

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、当社のI P 通信網サービス契約約款 共通編 別記3（V o I P 協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。

料金表

通則（略）

第1表 料金

第1 利用料金

▲ I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊
（ドットフォンサービス）

目次（略）

第1章 総則

（適用）

第1条 当社は、I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 共通編(以下「共通編」といいます。)第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりドットフォンサービスを提供します。

第6章 通信

第28条～第30条（略）

（料金適用上必要な事項の測定等）

第31条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

(1) ダイヤルアウトに係る接続時間

(2) 加入電話等設備、I P 電話設備（当社が別に定めるものに限りです。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への接続時間

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、当社のI P 通信網サービス契約約款 (OCN) 共通編 別記3（V o I P 協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとします。

料金表

通則（略）

第1表 料金

第1 利用料金

～2023年6月30日

2023年7月1日～

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容
(略)	(略)
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第1種ドットフォン契約者が、その第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款共通編 別記3（V o I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p> <p>イ～ウ（略）</p>
(略)	(略)
(8) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア ドットフォン契約者は、ドットフォンサービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTT レゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。</p> <p>イ（略）</p>

2 第3種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

1 第1種ドットフォン契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容
(略)	(略)
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、I P電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）1-2-5のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第1種ドットフォン契約者が、その第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、当社のI P通信網サービス契約約款（O C N）共通編 別記3（V o I P協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。</p> <p>イ～ウ（略）</p>
(略)	(略)
(8) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア ドットフォン契約者は、ドットフォンサービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTT ドコモのO C Nご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。</p> <p>イ（略）</p>

2 第3種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

区 分	内 容	区 分	内 容
(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア ドットフォン契約者は、ドットフォンサービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTT レゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。</p> <p>イ (略)</p>	(6) 請求書等の発行に関する料金の適用	<p>ア ドットフォン契約者は、ドットフォンサービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTT ドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約（請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約）の定めるところによります。</p> <p>イ (略)</p>